

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第32号

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「もって児童の」の次に「権利を保障し、その」を加える。

第 2 条第 4 号中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）」を加える。

第 3 条第 2 項中「当たっては、」の次に「児童を権利の主体として尊重し、」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に努めなければならない。

第 6 条中「虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のし

つけ」を「子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育」に改め、同条に次の２項を加える。

- ２ 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- ３ 保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

第８条第２項を同条第３項とし、同条第１項中「連携して」の次に「妊娠、出産及び」を加え、同項の次に次の１項を加える。

- ２ 市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。

第９条第２項中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親等」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項中「児童福祉施設の職員」の次に「、里親等」を加え、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

第11条に次の１項を加える。

- ５ 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第13条第２項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「第１項」の次に「又は第２項」を加え、同条第３項中「同項の」の次に「調査及び」を加え、同条第４項中「必要に応じ、」の次に「児童の親族、」を加え、「その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、」を「、事業者その他必要な者に対し、第１項の虐待に係る調査及び」に改める。

第15条中「図りつつ、」の次に「当該通告に係る調査及び」を加え、「ための措置を講ずる」を削り、同条に次の１項を加える。

2 前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「福祉事務所」と、同条第4項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。第16条の見出しを「（保護者への指導及び支援）」に改め、同条中「家庭的環境」を「家庭環境」に改め、同条を同条第2項とし、同条第1項として次の1項を加える。

市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければならない。

第16条に次の1項を加える。

3 保護者は、前2項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

第23条を第28条とし、第20条から第22条までを5条ずつ繰り下げる。

第19条第1項中「検証し、」の次に「社会情勢の変化に対応した」を加え、同条第3項中「再統合に向けた」を削り、同条を第24条とする。

第18条中「里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）」を「里親等」に改め、同条を第23条とし、第17条の次に次の5条を加える。

（虐待を受けた児童の意見表明権等の保障）

第18条 市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊重するための取組を行うものとする。

2 前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（一時保護施設の環境整備）

第19条 市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性

等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設の環境整備及び運営に努めなければならない。

（保護者から分離された児童への支援）

第20条 市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 市は、社会的養護の下で養育された児童（18歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

（妊産婦等への支援）

第21条 市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

2 市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導及び同法第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所において共有するものとする。

3 市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。

4 妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第10条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

5 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。) 及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

(被虐待経験のある者への支援)

第22条 市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。